

スーパー定期(単利型)

(平成28年1月1日現在)

1 商品名 (愛称)	<ul style="list-style-type: none"> 自由金利型定期預金(M型) (単利型) 愛称: スーパー定期
2 販売対象	<ul style="list-style-type: none"> 法人および個人
3 期間	<ul style="list-style-type: none"> 定型方式 1ヶ月 2ヶ月 3ヶ月 6ヶ月 1年 2年 3年 4年 5年 満期日指定方式 1ヶ月超5年未満 定型方式の場合は、預入時のお申し出により自動継続(元金継続または元利金継続)の取扱いができます。
4 預入方法 預入方法 預入金額 預入単位	<ul style="list-style-type: none"> 一括預入 1,000円以上 1円単位
5 払戻方法	<ul style="list-style-type: none"> 満期日以後に一括して支払います。
6 利息 適用金利 利払頻度 計算方法	<ul style="list-style-type: none"> 固定金利(預入時の店頭表示の利率を満期日まで適用します。) 預入期間2年未満のものは満期日以後に一括して支払います。 預入期間2年以上のものは、中間利払日(預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年毎の応当日)以後および満期日以後に分割して支払います。 なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払利率(約定利率×70%・小数点第3位以下切捨て)により計算します。 付利単位を1円として1年を365日とする日割計算
7 税金	<ul style="list-style-type: none"> 個人の利息には20% (国税15%、地方税5%) の税金がかかります。(ただし、マル優を利用の場合は除きます。) ※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315% (国税15.315%、地方税5%) の税金がかかります。 法人は総合課税となります。尚、平成28年1月1日からの利子割(預金利息等から特別徴収する地方税5%)廃止に伴い、地方税の徴収はなくなり、国税15.315%の税金がかかります。
8 手数料	—
9 付加できる 特約事項	<ul style="list-style-type: none"> 個人の自動継続扱いのものは総合口座の担保とすることができます。(貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.50%を上乗せした利率) 預入期間2年のものは中間利息を定期預金とすることができます。 個人の場合はマル優の取扱いができます。
10 中途解約時の 取扱い	<ul style="list-style-type: none"> 満期日前に解約する場合は、別表の預入期間に応じた中途解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により計算した中途解約利息とともに支払います。 なお、中間払利息が支払われている場合には、中途解約利息との差額を清算します。
11 苦情処理措置・ 紛争解決措置	<p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはコンプライアンス統括部(9時～17時、電話: 0120-414-051〈フリーダイヤル〉又は072-841-1192)にお申し出ください。</p> <p>紛争解決措置 東京弁護士会(電話: 03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話: 03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話: 03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記コンプライアンス統括部または全国しんきん相談所(9時～17時、電話: 03-3517-5825)にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)—もありません。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫コンプライアンス統括部もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。</p>
12 その他参考となる 事項	<ul style="list-style-type: none"> 満期日以後の利息は解約日または書換継続日における普通預金利率により計算します。 預金保険制度の付保対象預金です。 元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。(当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。)